

最高裁秘書第3606号

令和6年12月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月24日付けで名古屋地方裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判長が押印していない点で判決書が「完成していない」としていうことで名古屋高裁令和6年5月23日判決によって破棄された名古屋地裁の判決書の日付並びに担当の裁判官及び書記官の氏名が分かる文書

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）